

# Weekly Accounting Review

2009年7月22日 (No.016)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」の公表について
- 監査／「ITに係る保証業務等の実務指針（一般指針）」（公開草案）の公表について
- 税務／酒類業活性化事例の公表について

## 1. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」の公表について（7月10日）

企業会計基準委員会は「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表しました。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/summary\\_issue/bc\\_revise2/;jsessionid=B03C984F6D7FB E27BAE6F74DB4DAC1AF](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/bc_revise2/;jsessionid=B03C984F6D7FB E27BAE6F74DB4DAC1AF)

企業会計基準委員会は2008年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等を公表しましたが、企業会計基準委員会は企業結合に関連してそれ以外に既存の差異に関連する項目として中長期的に対応する部分について検討を行っており、当該部分についての論点を整理し、公表したものです。

なお、主な内容は以下の通りです。

### （1）少数株主持分の取扱い

- ① 連結財務諸表における少数株主持分及び少数株主損益に関する表示  
⇒現行の基準と同じ取扱いを行う
- ② 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分の変動によって生じる差額  
⇒以下の2案を中心に検討  
A当該差額は将来へ繰延べ、子会社でなくなったときに損益へ振替  
B子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて、当該差額を処理

### （2）取得原価の算定

- ① 取得の基本的な処理方法  
⇒現行の基準と同じ取扱いを行う
- ② 条件付き取得対価の交付  
⇒取得日における時価で取得原価に含めることが適当と考えられるが引き続き検討
- ③ 取得に要した支出  
⇒発生時に費用化（※現行基準においては取得原価に含めている）

### ④ 新株予約権

⇒③と併せて検討すべき

### （3）取得原価の配分

① 識別可能資産及び負債の認識原則

⇒現行基準と国際基準に大きな差異はないものの、国際基準では企業結合でない別の取引について規定しており、我が国においてもそのような取扱いを明示するか否かを検討する

② 識別可能資産及び負債の測定原則

⇒現行基準と国際基準に大きな差異はないものの、暫定的な会計処理の確定と見直しにより取得原価の配分を修正した場合であって、それが企業結合年度の翌年度に行われるときの取扱いに相違（国際基準では取得日時点に遡って処理を修正）があり、日本基準でも取得日時点に遡って会計処理を行うことが考えられる

③ 売却目的で保有する資産への取得原価の配分

⇒現行基準では特定定められていなく、国際基準では公正価値から売却費用控除後の金額で測定され、当該国際基準の取扱いを企業結合基準に盛り込むことで対応

④ 偶発債務及び企業結合に係る特定勘定への取得原価への配分

⇒現行基準と国際基準で異なる取扱いがされており、見直す必要があるか引き続き検討

⑤ 少数株主持分の測定（全部のれんの可否）

⇒現行基準の会計処理と国際基準の会計処理（全部のれん方式）の選択適用を可能にするかどうか引き続き検討

⑥ 繰延税金資産及び負債への取得原価の配分

⇒基本的に現行基準と国際基準に大きな差異はなく、最近の国際基準の開発過程においてトピックとなった点に関し検討

**(4) のれんの会計処理**

① のれんの償却

⇒現行基準ではのれんは償却を行うが、国際基準ではのれんの償却は行わない（減損のみ）という相違があり、当該基準を見直すかどうか引き続き検討する

② のれんに関する税効果

⇒現行基準と国際基準に大きな差異はない

**(5) 子会社に対する支配の損失**

⇒現行基準では、子会社の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社への投資は個別財務諸表における簿価によって評価するが、国際基準では、支配喪失時の公正な時価で評価することとされている

⇒売却及び企業結合等により、被投資会社への支配は喪失したが関連会社に該当する場合は時価で評価することとなると考えられる

⇒売却等により、被投資会社への支配を喪失し、関連会社にも該当しなくなった場合は下記のいずれかの方法で処理

A 残存投資も時価で評価し、差額を損益で処理

B 残存投資は帳簿価額のままとする

## ショート・コメント

本論点整理の意見募集期限日は9月7日までとなっております。

## 2. 「ITに係る保証業務等の実務指針（一般指針）」（公開草案）の公表について（7月16日）

日本公認会計士協会は「ITに係る保証業務等の実務指針（一般指針）」（公開草案）を公表しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1168.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1168.html)

昨今のITの発達によりITに関するサービスや商品が開発提供される社会において、当該サービス等に関し、公認会計士や監査法人にその従事が期待され、特に保証業務についてその期待が高くなっています。そのため、本公開草案においてITに係る保証業務等の検討が行われております。

なお、主な項目及び内容は以下の通りとなっております。

### **(1) ITに係る保証業務の概要**

公認会計士等が業務実施者として行う保証業務等とは、一般に、主題に係る業務対象の作成者又は実施者が、一定の規準によって主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、主題それ自体について、保証報告書の利用者に対して信頼性を付与するために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務

### **(2) ITに係る保証業務実施の前提**

ITに係る保証業務等の前提として、①法令や倫理規則の遵守②品質管理体制の整備が挙げられる

### **(3) 保証業務の要素**

保証業務の要素として、①保証業務に関わる当事者②保証業務における適切な主題③主題を評価又は測定するのに適した規準④十分かつ適切な証拠⑤保証報告書が挙げられる

### **(4) 保証業務に関わる当事者**

保証業務に関わる当事者として、①業務実施者②主題に責任を負う者③想定利用者が挙げられる

### **(5) 主題**

主題とは、識別可能で、かつ、一定の基準に基づいて首尾一貫した評価又は測定を行うことができるものである

### **(6) ITに係る保証業務に関する規準の必要性とその要件**

主題を評価又は測定するための規準の要件として、①目的適合性②完全性③信頼性④理解可能性⑤客観性が挙げられる

### **(7) 保証業務の受嘱**

### **(8) 業務実施者の独立性**

### **(9) 業務実施における重要性**

### **(10) 保証業務リスク**

- ・保証業務リスクとは、主題情報に重要な虚偽記載がある場合に、業務実施者がこれを発見できず不適切な結論を報告する可能性
- ・保証業務リスクは「主題情報に関する虚偽表示のリスク」（関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で主題情報に重要な虚偽表示が含まれる可能性である「固有リスク」と重要な虚偽表示が、

関連する内部統制によって適時に防止又は適時に発見及び修正されない可能性である「統制リスク」を結合したリスク」と「発見リスク」（業務実施者により重要な虚偽表示が発見されないリスク）によって構成される

#### **(11) 十分かつ適切な証拠を収集するための保証手続の業務**

十分かつ適切な証拠を収集するための保証手続の業務として、①一般的留意事項（職業的専門家としての懐疑心、主題の適正性の評価、規準の適切性の評価）②計画（計画策定上の留意事項、計画の修正、主題及び業務環境の理解）③証拠収集手続（証拠の十分性及び適切性、証拠収集手続の種類・時期及び範囲等）が挙げられる

#### **(12) 保証報告書**

#### ショート・コメント

本公開草案の内容は上記の通り、監査基準と構成・内容も同じようなものとなっております。なお、本公開草案の意見募集期限日は8月6日までとなっております。

### **3. 酒類業活性化事例の公表について（7月8日）**

国税庁は2006年7月から2009年5月までの間に各国税局が収集した酒類業活性化事例を公表しました。

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmon\\_joho/sake/kasseika/kyokujirei/index.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmon_joho/sake/kasseika/kyokujirei/index.htm)

当該事例は製造業、卸売業、小売業、組合等ごとに紹介されています。

#### ショート・コメント

サントリーと麒麟が生き残ることを目的として経営統合の交渉を先日正式発表しましたが、中小企業も生き残るために様々な努力を重ねているということが上記資料にて理解することができます。

#### **【本レポートに関するお問い合わせ先】**

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t.hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t.hashimoto@esnet.co.jp)